

臨床検査技師の採血可能上限量に関する厚生労働省の見解について

日本臨床検査医学会は過日、厚生労働省医政局医事課長宛に臨床検査技師の採血限度量に関する質問状を送付し、厚生労働省側からの回答を得ました。今回の質問状送付は、日本臨床検査標準協議会（JCCLS）標準採血法検討委員会における「標準採血法ガイドライン（GP4-A1）」改訂作業の過程で、読者から指摘のあった臨床検査技師による採血限度量について論議が行われたことが発端となったことから、同委員会委員長および日本臨床検査医学会理事長（当時）よりその経緯を含めてお知らせ致します。

衛生検査技師法（現在の臨床検査技師等に関する法律）では「臨床検査技師の業務はすべて医師の個別的・具体的指示の下に行われる云々」と定めておりますが、これに関連して昭和45年12月3日付の各都道府県あて厚生省医務局長通達（医発第1416号）「衛生検査技師法の一部を改正する法律等の施行について」において、「医師の具体的な指示により臨床検査技師の行う採血は、一回あたりの採血量が20ml以内であることを原則とするよう指導されたいこと」との記載がなされており、これが従来、臨床検査技師による採血量に関する公的な基準となっております。

標準採血法検討委員会における、採血限度量に関する議論の中で、血液検査項目の増大に伴い、近年、一回あたりの採血量が20mlを超過する例が増加する傾向にあるとの指摘がなされたため、病床数500以上の4病院について予備的な実態調査が行われました。その結果、医師の指示により臨床検査技師が外来採血室で実施した採血のうち一回あたりの採血量が20mlを超過する例は3.8～10.5%程度に及んでおり、従来の基準と医療現場における実態との乖離が明らかとなりました。論議が行われるなかで、この点についての厚生労働省の見解を、現時点で改めて確認してみたいかとの意見が出されたことから、厚生労働省に確認を行い、この点については日本臨床検査医学会から照会を行うのが適当であるとの回答を得たため、日本臨床検査医学会理事会の承認を経て平成19年12月25日、以下のような質問状が厚生労働省医政局医事課長宛に送付されることとなりました。

平成19年12月25日

厚生労働省医政局医事課長 殿

日本臨床検査医学会
理事長 渡辺 清明

臨床検査技師の行う採血に関する疑義照会について

標記について、下記のとおり疑義があるので貴省の見解を伺います。

記

昭和45年12月3日付厚生省医務局長通達（医発第一四一六号）「衛生検査技師法の一部を改正する法律等の施行について」において、「医師の具体的な指示により臨床検査技師の行う採血は、一回あたりの採血量が二〇ミリリットル以内であることを原則とするよう指導されたい」との記載があるが、医師が、検査上必要であり、採血によって患者の体調等に問題が生じないと判断すれば、臨床検査技師が20ml以上の採血を行うことは、臨床検査技師等に関する法律第20条の2に反しないと解してよろしいか。

以上

これに対して平成 20 年 1 月 17 日付けで、厚生労働省医政局医事課長より本学会宛に、以下のような回答が送付されて参りました（医政医発第 0117001 号）。

医政医発第 0117001 号

平成 20 年 1 月 17 日

日本臨床検査医学会

理事長 渡辺 清明 殿

厚生労働省医政局医事課長

臨床検査技師の行う採血に関する疑義照会について（回答）

平成 19 年 12 月 25 日付けの文書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおりと思料する

この回答により、「患者の体調等を考慮したうえでの医師の指示のもとでは、臨床検査技師は必要に応じて 20ml を超える採血を行うことが許容される」ことが、公式に確認されたこととなりますので、関係各位にご報告申し上げます。

日本臨床検査標準協議会（JCCLS）標準採血法検討委員会委員長

杏林大学医学部臨床検査医学 渡邊 卓

日本臨床検査医学会 前理事長

国際医療福祉大学三田病院検査部 渡辺 清明